旅行期間別プラン

ジェイアイの海外旅行保険
（旅行期間別プラン）

2014年4月
改定版

CUDマークはNPO法人CUDOにより、認証された製品に表示できるマークです。このパンフレットは色覚の個人差を問わずできるだけ多くの方に見やすいように配慮して作られています。

引受保険会社

安心に備える「旅のお守り」として、ジェイアイは「旅行期間別プラン」のご加入をお勧めしています。
旅行日数別に500円単位で保険料設計をしているため、ご予算に応じてご選択を頂けやすいプランです。
ワールドワイドな安心の「サポート体制」と充実の「補償内容」でお客様をしっかりお守りします。

ジェイアイのサポート体制 ❶

旅行先でのトラブルに、ジェイアイは適確に対応します。

Jiデスク

海外主要55都市をカバーする「Jiデスク」では、現地の専門スタッフが日本語で事故・トラブルのご相談を受付いたします。

主なサービス内容

一部都市については、現地事情により提供できないサービスもございます。

1 病院・医師の案内・予約
「Jiキャッシュレス提携病院」のご案内・予約。

2 通訳の手配※
トラブル時に通訳が必要な場合は、手配させて頂きます。

3 付随サービス
- ●ご家族への連絡。
- ●保険金請求手続きのご案内・請求書類の受付。
- ●パスポートやクレジットカード等の盗難時のお手続きをご案内します。

※ ケガや病気で必要な場合以外、またご契約内容によっては全額お客様負担となります。

Jiデスク設置都市 2013年11月現在

地域	都市
アジア・中国	ソウル　釜山　ニューデリー　台北 北京　大連　上海　香港　マカオ
東南アジア	バンコク　シェムリアップ　マニラ　ホーチミン クアラルンプール　シンガポール　ジャカルタ　バリ
ミクロネシア	グアム　サイパン
ヨーロッパ	ロンドン　パリ　ジュネーヴ　ローマ　ミラノ マドリード　バルセロナ　コペンハーゲン　アムステルダム フランクフルト　プラハ　ウィーン　ブダペスト　アテネ
中近東・アフリカ	イスタンブール　ドバイ　カイロ
北米	バンクーバー　トロント　ニューヨーク　シカゴ　オーランド サンフランシスコ　ロサンゼルス　ラスベガス
中南米	カンクン　リマ　サンパウロ
ハワイ・オセアニア	ホノルル　フィジー　ケアンズ　ゴールドコースト シドニー　パース　オークランド　クライストチャーチ

キャッシュレスメディカルサービス

海外300ヵ所を超えるジェイアイ提携病院でキャッシュレス治療！

Jiデスクに連絡するだけで、Jiキャッシュレス提携病院のご紹介・ご予約をお受けいたします。
現地での治療費はジェイアイが直接病院へお支払いしますので、ご本人がお立て替えする必要はありません。

緊急メディカルサービス

渡航先で重症となり緊急手術が必要となった場合に！

渡航先で緊急入院が必要な場合等、お客様の容態が重症の場合は、Jiアシスタンスセンターが24時間体制で緊急対応を行います。

スーツケースに関するサービス

ジェイアイのスーツケース引取り・修理・お届けサービスは送料負担がありません！

スーツケース破損時は、ご自宅まで宅配業者がお引取りにうかがい、提携の修理会社で修理します。
修理完了後は、宅配業者がお客様のご自宅にお届けいたします。
お客様が修理会社に持参する必要がありません。

SUPPORT 5

携行品損害は、新価※でお支払い

ジェイアイの携行品損害は新価でお支払いします！

携行品損害の2012年度弊社事故発生件数は全体の36.7%を占めます。一般的な海外旅行（傷害）保険、カード保険では、時価額（減価償却）にてお支払いされる携行品損害もジェイアイなら新価でお支払いします。

（注）修繕可能で修繕費が新価を下回る場合を除きます。
※「新価」とは同等のものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。

上記は2013年11月現在におけるサービスの概要をご案内するものであり、今後サービスの内容、Jiデスク等の提供場所や提供方法等が変更となる場合があります。
また、ご加入の保険内容・事故内容（保険対象であるか等）・状況・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。
詳細及び最新の内容につきましては、「海外安心サービスガイドブック」をご参照ください。

ジェイアイのサポート体制❷については、パンフレット裏面に掲載しております。

クレジットカードにセットされている保険・補償内容をご確認ください。

緊急時に外国語で対応できますか？

事故発生時、契約確認などに時間がかかる事での事故対応の遅れや、病院の手配から通訳の手配まで、すべてご自身で対応する必要がある場合があります。

補償の内容をご存知ですか？

- ●病気による死亡は補償されていないのが一般的です。
- ●カードによっては、補償額が十分でない場合や、まったく補償がないものもあります。
- ●一般的には複数のカードを所持していても、その合計額が支払われる訳ではありません。所持しているカードの中で最も高い補償額を限度として支払われます。（傷害死亡・後遺障害のケース）

■一般的なカードにセットされている保険の補償内容例

		ゴールドAカード	一般Bカード	
傷害	死亡・後遺障害	5,000万円	2,000万円	
傷害	治療費用	200万円	100万円	補償が低額
疾病	死亡	0円	0円	補償がない
疾病	治療費用	200万円	100万円	補償が低額
個人賠償責任		3,000万円	2,000万円	
救援者費用		200万円	100万円	補償が低額
携行品損害		50万円	20万円	

補償内容のご説明

ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がございますのでご注意ください。
詳しくは、「海外旅行保険の概要」をご確認ください。

こんなときに保険金をお支払いします

CASE 1 ケガや病気に関する補償

まさかの死亡事故! 【死亡(傷害・疾病)】

●旅行中に発生した事故や発病した疾病により死亡した場合

後遺障害が生じた! 【傷害後遺障害】

●事故により身体に後遺障害が生じた場合(後遺障害の程度に応じ傷害後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。)

突然の入院! 【入院一時金※1】

●治療・救援費用保険金をお支払いする場合で、その原因となったケガ・病気により2日以上続けて入院をした場合

入院した! 家族も現地に急行! 【治療・救援費用】

●ケガや病気で医師の治療・手術を受けた場合(食中毒により医師の治療を受けた場合も対象となります。)
●継続して3日以上入院した際、ご家族が現地に渡航する場合
●妊娠初期の異常で医師の治療・手術を受けた場合※1・2

病状が悪化した! 【疾病応急治療・救援費用※1・3】

●旅行出発前に発病し医師の治療を受けたことがある病気を原因として、旅行中にその症状の急激な悪化により医師の治療を受けた場合

急に歯が痛くなった! 【緊急歯科治療費用※1】

●急激な歯の痛みや苦痛を、一時的に除去もしくは緩和するための治療を受けた場合

CASE 2 賠償責任に関する補償

水浸しにしてしまった! 【個人賠償責任】

●ホテルの客室を水浸しにしてしまった場合
●誤ってお店の商品をこわしてしまった場合
(注)法律上の損害賠償責任を負った場合に限ります。

CASE 3 身の回り品に関する補償

盗まれた! 【携行品損害(身の回り品)】

●旅行カバンを盗まれた場合
●ビデオカメラを落としてこわしてしまった場合
(注)携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円を限度とします。
紛失または置き忘れについてはお支払いの対象とはなりません。
ただし、日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。

CASE 4 飛行機の欠航・遅延などに関する補償

飛行機が欠航・遅延! 荷物が届かない! 【旅行中の事故による緊急※1費用(旅行事故緊急費用)】

●航空機に預けた手荷物が航空機の到着後6時間を経っても運搬されずに、当面必要な身の回り品等を購入した場合
(注)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、発生の証明がなされる偶然な事故が対象となります。

※1:保険期間が期間延長も含め、31日までのご契約に限り適用されます。
※2:日本国内の公的医療保険制度において療養の給付の支払対象となる症状に相当する妊娠に関する症状が対象となります。ただし妊娠満22週以後に発生したものを除きます。
※3:旅行行程中も継続して支出することが予定されていた費用(透析、インスリン注射等)はお支払いの対象となりません。

オプション 旅行出発後の予期せぬ中途帰国に関する補償

旅行途中で緊急帰国! 【旅行中断費用】

●被保険者の配偶者が死亡し帰国した場合
●渡航先にて地震が発生し旅行を途中で取りやめて帰国した場合

こんなときの保険金はお支払いできません

●故意、犯罪行為、闘争行為等
●他覚症状のないむちうち症・腰痛
●妊娠・出産等による病気
●紛失または置き忘れによる携行品損害(CASE 3参照)
●現金・クレジットカード等、コンタクトレンズ、ウィンドサーフィン等の用具の携行品損害　など

海外での高額な保険金お支払いの事故実例

インドネシアでの事故例

ホテルで意識を失う。脳内出血と診断され11日間入院・手術。家族が駆けつける。
医師が付き添いチャーター機で医療搬送。

お支払いした保険金
治療・救援費用などとして　**1,207万円**

オランダでの事故例

空港で意識を失う。脳内出血と診断され19日間入院・手術。家族が駆けつける。
医師・看護師が付き添い医療搬送。

お支払いした保険金
治療費用・後遺障害保険金として　**1,536万円**

(注)2008年度～2012年度の間で実際に弊社がお支払いした事例です。保険金をお支払いする費用等の内容は保険約款によります。

ご契約タイプ ご選択の流れ	①被保険者（ご旅行者）のご旅行出発日（保険始期日）時点での年齢別の保険料となっております。 年齢に応じた各専用プラン表よりご希望の「ご契約タイプ」をご選択ください。ジェイアイでは◎の ②オプションをご希望の場合は、追加の保険料のお支払いが必要となります。 ③ご加入の「ご契約タイプ」が決まりましたら、別冊のお申込みの手順、記入例をご覧いただき、「ご契

タイプのご選択・ご契約にあたってのご注意

①保険始期日（旅行出発日）時点で18歳以上の方は、ご旅行に行かれる方ご自身がご契約者（お申込人）としてご契約いただくことをお勧めいたします。

②被保険者（旅行者）が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は他の傷害保険契約（詳細は申込書にてご確認ください。）等との合算でそれぞれ1,000万円までとなります。（1,000万円までのタイプは当プランでは041タイプと069タイプになります。）

- ●保険始期日（旅行出発日）時点で15歳未満の場合。
- ●保険始期日（旅行出発日）時点で15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合（ご契約者と被保険者が異なる契約）。

旅行期間別プランご契約タイプ一覧表

15歳～69歳※用プラン

◎印はおすすめのご契約タイプです。

保険期間（保険のご契約期間）		2日			3日			4日			5日		
ご契約タイプ		017	018◎	019	020	021◎	022	023	024◎	025	026	027◎	028
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	2,760万円	2,010万円	1,360万円	2,300万円	1,630万円	1,050万円	2,000万円	1,380万円	1,010万円	2,230万円	1,610万円	1,100万円
	傷害後遺障害	2,760万円	2,010万円	1,360万円	2,300万円	1,630万円	1,050万円	2,000万円	1,380万円	1,010万円	2,230万円	1,610万円	1,100万円
	疾病死亡	1,000万円	800万円	600万円	1,000万円	800万円	600万円	1,000万円	800万円	530万円	1,000万円	800万円	570万円
	治療・救援費用	2,000万円	1,500万円	1,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円
	疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	入院一時金	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	20万円	15万円	10万円	20万円	15万円	10万円	20万円	15万円	10万円	25万円	20万円	15万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
	緊急歯科治療費用	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
合計保険料		4,000円	3,500円	3,000円	4,500円	4,000円	3,500円	5,000円	4,500円	4,000円	6,000円	5,500円	5,000円

70歳以上※用プラン

◎印はおすすめのご契約タイプです。

保険期間（保険のご契約期間）		2日			3日			4日			5日		
ご契約タイプ		045	046◎	047	048	049◎	050	051	052◎	053	054	055◎	056
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	2,800万円	2,050万円	1,430万円	2,010万円	1,320万円	1,000万円	2,240万円	1,560万円	1,050万円	2,370万円	1,830万円	1,350万円
	傷害後遺障害	2,800万円	2,050万円	1,430万円	2,010万円	1,320万円	1,000万円	2,240万円	1,560万円	1,050万円	2,370万円	1,830万円	1,350万円
	疾病死亡	1,000万円	800万円	600万円	1,000万円	800万円	380万円	1,000万円	800万円	500万円	1,000万円	800万円	600万円
	治療・救援費用	2,000万円	1,500万円	1,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円
	疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	入院一時金	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	20万円	15万円	10万円	20万円	15万円	10万円	25万円	20万円	15万円	25万円	20万円	15万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
	緊急歯科治療費用	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
合計保険料		4,500円	4,000円	3,500円	5,000円	4,500円	4,000円	6,000円	5,500円	5,000円	7,000円	6,500円	6,000円

0歳～14歳※用プラン

被保険者が15歳未満の場合または、ご契約者と被保険者が異なり申込書に被保険者の契約同意署名がない場合は、こちらからご選択ください。

ご契約タイプ		041	保険期間（保険のご契約期間）	合計保険料
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	1,000 万円	2日	3,370 円
	傷害後遺障害	3,000 万円	3日	4,000 円
	疾病死亡	1,000 万円	4日	4,560 円
	治療・救援費用	2,000 万円	5日	5,220 円
	疾病応急治療・救援費用	300 万円	6日	5,890 円
	入院一時金	5 万円	7日	6,450 円
	個人賠償責任	1 億円	8日	6,990 円
	携行品損害	10 万円		
	旅行事故緊急費用	5 万円		
	緊急歯科治療費用	10 万円		

70歳以上※用プラン

ご契約者と被保険者が異なり申込書に被保険者の契約同意署名がない場合は、こちらからご選択ください。

ご契約タイプ		069	保険期間（保険のご契約期間）	合計保険料
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	1,000 万円	2日	3,760 円
	傷害後遺障害	1,000 万円	3日	4,590 円
	疾病死亡	1,000 万円	4日	5,350 円
	治療・救援費用	2,000 万円	5日	6,250 円
	疾病応急治療・救援費用	300 万円	6日	7,100 円
	入院一時金	5 万円	7日	7,860 円
	個人賠償責任	1 億円	8日	8,540 円
	携行品損害	20 万円		
	旅行事故緊急費用	5 万円		
	緊急歯科治療費用	10 万円		

ついた「ご契約タイプ」をお勧めしています。

約タイプ」の番号を申込書にご記入ください。

③保険期間（旅行期間）が31日間を超えることが予想される方は当プランのご利用はできませんのでお申出ください。また下表に掲載のない期間の保険料については
お申出ください。
④ご希望のご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。保険期間（旅行期間）は旅行出発日を含めて数えます。「8月3日～8月10日」までの保険期間は、「8日」となります。他のご契約タイプをご希望の方はお申出ください。
⑤ご契約の際は、「海外旅行保険の概要」にてご確認ください。

保険期間（保険のご契約期間）	6日			7日			8日		
ご契約タイプ	029	030◎	031	032	033◎	034	035	036◎	037
保険金額（ご契約金額） 傷害死亡	2,710万円	2,210万円	1,830万円	3,080万円	2,340万円	1,940万円	3,200万円	2,840万円	2,040万円
傷害後遺障害	2,710万円	2,210万円	1,830万円	3,080万円	2,340万円	1,940万円	3,200万円	2,840万円	2,040万円
疾病死亡	1,000万円	800万円	600万円	1,000万円	840万円	600万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
治療・救援費用	2,500万円	2,000万円	1,500万円	3,000万円	2,500万円	2,000万円	3,000万円	2,500万円	2,000万円
疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
入院一時金	5万円	5万円	5万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害	25万円	20万円	15万円	30万円	25万円	20万円	35万円	30万円	25万円
旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
緊急歯科治療費用	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
合計保険料	7,000円	6,500円	6,000円	8,000円	7,500円	7,000円	9,000円	8,500円	8,000円

保険期間（保険のご契約期間）	6日			7日			8日		
ご契約タイプ	057	058◎	059	060	061◎	062	063	064◎	065
保険金額（ご契約金額） 傷害死亡	2,590万円	2,120万円	1,730万円	2,680万円	1,960万円	1,540万円	2,140万円	1,480万円	1,140万円
傷害後遺障害	2,590万円	2,120万円	1,730万円	2,680万円	1,960万円	1,540万円	2,140万円	1,480万円	1,140万円
疾病死亡	1,000万円	800万円	600万円	1,000万円	800万円	620万円	1,000万円	800万円	620万円
治療・救援費用	2,500万円	2,000万円	1,500万円	3,000万円	2,500万円	2,000万円	3,000万円	2,500万円	2,000万円
疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
入院一時金	5万円	5万円	5万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害	25万円	20万円	15万円	30万円	25万円	20万円	30万円	25万円	20万円
旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
緊急歯科治療費用	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
合計保険料	8,000円	7,500円	7,000円	9,000円	8,500円	8,000円	9,500円	9,000円	8,500円

オプション

［旅行中断費用補償特約］

■追加保険料をお支払いいただくことにより、セットできます。
■旅行中断費用補償特約は、渡航先にて地震が発生した等の理由により旅行を中途で取りやめて帰国する際の交通費などをお支払いします。出国前に旅行を取消したときの取消費用などはお支払いの対象となりません。

保険期間（保険のご契約期間）／合計保険料	保険金額（ご契約金額）／保険料 10万円	20万円	30万円	40万円
2日	40円	80円	120円	160円
3日	40円	80円	120円	160円
4日	40円	90円	130円	180円
5日	50円	110円	160円	220円
6日	60円	120円	190円	250円
7日	70円	140円	210円	280円
8日	80円	150円	230円	310円

1. 保険金額は、旅行代金または中途で帰国する際にかかる費用のいずれか高い金額でお選びください。
2. 中途帰国のための費用は旅行方面により次の金額が目安となります。東南アジア・ハワイ：10万円、北米・オセアニア・アフリカ：20万円、ヨーロッパ・南米：30万円

※保険始期日（旅行出発日）時点の年齢です。

1. 携行品損害の対象となるのは、被保険者（旅行者）が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りた物を含む。）かつ携行する身の回り品になります。（例えば、お子様のみの契約で同行のご両親の携行品損害は補償されませんのでご注意ください。）
2. 「個人賠償責任」「携行品損害」の自己負担額は0円です。
3. 旅行事故緊急費用では、被保険者が負担を余儀なくされた費用をお支払いします。（例えば、お子様のみの契約で同行のご両親等の負担された費用は補償されませんのでご注意ください。）
4. 上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によっては、ご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。
5. ご契約タイプには、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされております。
6. 041タイプについては、15歳～69歳※の方もお申込いただけます。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。 同一のケガにより、〔傷害後遺障害〕を支払いしている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	1.次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変 ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転 2.むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 など
傷害後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%を支払います。 傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
疾病死亡	海外旅行中に病気により死亡した場合に、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。		〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①、②、⑦、⑧に加え、 ●妊娠、出産、早産、流産による病気 ●歯科疾病 など
治療・救援費用 ●妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット	<治療費用> 海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気が原因で治療を受けた場合 <救援費用> 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガ等により180日以内に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登はん中に遭難した場合 ④海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合 など	1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 <治療費用> 被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います(ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用)。 ①診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づく消毒費用 ④入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費(身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円限度) ⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額等は控除します。) カイロプラクティック、鍼(はり)、灸(きゅう)の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。 <救援費用> 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。(「保険金をお支払いする主な場合」の左記⑤は300万円上限) ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復運賃(救援者3名分まで) ③救援者の宿泊施設客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで) ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用(払戻しを受けた金額等は控除します。) ⑤遺体処理費用(100万円まで)、遺体輸送費用 ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費等(合計20万円まで)	<治療費用> 〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の「①～⑨(傷害治療費用)/①、②、⑦、⑧により発病した病気(疾病治療費用)」および2.に該当する場合 <救援費用> 〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①、②、③、⑦、⑧により生じた事故および2.に該当する場合 <治療費用、救援費用共通> ●妊娠、出産、早産、流産による病気(保険期間が31日までの契約に限り、妊娠初期の異常(妊娠満22週以後の発生は除く)により治療を開始した場合については保険金を支払います。) ●歯科疾病(ただし、緊急歯科治療費用でお支払いできる場合があります。) **旅行出発前に発病した病気の疾病治療費用および救援費用は〔疾病に関する応急治療・救援費用〕で保険金をお支払いできる場合があります。** など
疾病に関する応急治療・救援費用	<治療費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気(※)が原因で海外旅行中に症状の急激な悪化により治療を受けた場合 <救援費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気(※)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化により3日以上続けて入院した場合 (※)妊娠、出産、早産、流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。	〔治療・救援費用〕で〔お支払いする保険金〕のうち、急激に悪化した病気1回につき、治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに要した費用で、社会通念上妥当な費用相当額を300万円限度に支払います。	〔治療・救援費用〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕に加え、 ●治療の開始が海外旅行終了後の場合 ●**治療または症状の緩和が目的の旅行の場合** ●海外旅行開始前に、診察の予約等が行われていた場合 ●**海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用**(透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカ等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など) など

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
入院一時金	治療・救援費用保険金が支払われる場合で、被保険者が２日以上続けて入院（海外旅行中に開始した入院に限ります。）したときに、入院一時金額を支払います。１回のケガ、病気につきお支払いは１回に限ります。		
個人賠償責任	海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 次の損害に対しては、右記の保険金をお支払いできない主な場合の記載に関わらず、保険金を支払います。 ●宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ●居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害 ●賃貸業者より直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害	１回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 **賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。**	〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕１.の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ●所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●暴行・殴打による損害賠償責任 ●自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金、懲罰的賠償金 など
携行品損害	海外旅行中に携行品（※）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 （※）被保険者が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、**次の物は対象となりません。** ●現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど ●被保険者が携行していない物	**携行品１つ（１点・１組または１対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計５万円）を限度として損害額を支払います。**携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 損害額とは再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費を支払います。 旅券は、旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします（１事故につき合計10万円まで）。 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。	〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕１.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 ●差押え等の公権力の行使 ●携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ●すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ●偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等） ●**置き忘れ、紛失**（※） など （※）日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。 有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。 ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、個人賠償責任で保険金をお支払いできる場合があります。
旅行事故緊急費用	海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故（※１）がもとで、被保険者が海外旅行中に負担を余儀なくされた費用（※２）を支払います（※３）。 （※１）**公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、証明されるものに限ります。** （※２）①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします（払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。）。（③、⑦については、一定の条件に該当した場合に限ります。詳細は、重要事項説明書等でご確認ください。） （※３）**（※２）の①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が海外旅行中の限度となります（③食事代は旅行事故緊急費用保険金額の10%が海外旅行中の限度となります。）。⑦身の回り品購入費は、①～⑥とは別に、旅行事故緊急費用保険金額の2倍または10万円のいずれか低い額が海外旅行中の限度となります。**		〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕１.の②、③、⑦～⑨により生じた費用および ２.に該当する場合に加え、以下によって生じた費用 ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●地震・噴火、これらによる津波 ●妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気の発病 ●歯科疾病 など
緊急歯科治療費用	海外旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化により、海外旅行中に緊急歯科治療（※）を開始された場合 （※）歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理をいいます。	海外旅行中に要した費用で社会通念上妥当な金額を10万円限度に支払います。 ①診療費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用	〔治療・救援費用〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕<治療費用>（疾病治療費用）に該当する場合に加え、以下によって生じた費用 ●義歯または歯科矯正装置の欠陥、自然の消耗、性質によるさび・かび・変色等、すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ●ブラッシング、審美歯科治療、その他の口腔衛生行為、緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供、定期的な歯科治療、予防治療 など

用語のご説明

◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。

◆「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。

◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

◆「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行中断費用	出国してから次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を中断し、直接帰国した場合 ①被保険者、同行予約者(以下「被保険者等」といいます。)、被保険者等の配偶者、親族が死亡または危篤となった場合 ②被保険者等、被保険者等の配偶者、親族がケガや病気(※)で入院した場合 ③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が遭難した場合や山岳登はん中に遭難した場合 ④事故により被保険者等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物、家財が火災、台風、雪崩等により100万円以上の損害を受けた場合 ⑥被保険者等が裁判所へ出頭する場合 ⑦被保険者等の渡航先または訪れる予定の渡航先において、地震・噴火、これらによる津波、戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為等の事由が発生した場合 ⑧被保険者等に官公署の命令等が発せられた場合 ⑨被保険者等に避難指示等が公的機関から出された場合 (※)妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。	被保険者が旅行中断したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行中断費用保険金額を限度に支払います(旅行が企画旅行の場合は下記1.または3.のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記2.または3.のいずれか高い額を支払います。)。 1.次の算式により算出した額 旅行中断費用保険金額または旅行代金のいずれか小さい金額 × 帰国日以後の日数 / 旅行日程の日数 旅行代金について払戻しが受けられる場合は、旅行代金より払戻しの額を控除した額を旅行代金とします。 2.次の費用 ①取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用 ②渡航手続費として支払った費用(旅行中断した後に使用できるものに対する費用を除きます。) 今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。 3.次に該当する場合の帰国に要する①、②の費用 ●航空券等の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ●旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合 ①航空運賃等交通費 ②宿泊施設客室料(14日分限度)、通信費、渡航手続費(合計20万円まで) 旅行中断したことにより払戻しを受けた運賃、治療・救援費用保険金により支払われる額を控除します。 ◎この特約の保険責任は、出国した時に開始します。	次の①~④により生じた費用 ①次のような原因により左記〔保険金をお支払いする主な場合〕の①~⑤に該当した場合 ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ●けんか、自殺、犯罪行為 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転 ●日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ●戦争、革命などの事変 ●核燃料物質による事故、放射能汚染 ②むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないものによって左記〔保険金をお支払いする主な場合〕の②が生じた場合 ③保険料領収前または出国日前日以前に、左記〔保険金をお支払いする主な場合〕の①~⑨に該当していた場合 ④危険なスポーツまたは自動車等による競技、競争、試運転によって左記〔保険金をお支払いする主な場合〕の①、②が生じた場合 など

用語のご説明

◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
◆「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
◆「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。
◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

ジェイアイのサポート体制 ❷

ジェイアイのサポート体制❶については、パンフレット内側1ページをご参照ください。

メディカルアドバイス・サービス

「現地の医師に持病の内容が伝わるだろうか?」
「現在服用の薬やアレルギーを英語で説明したい」
「事前に健康相談できるところはあるだろうか?」

このような海外旅行に伴う不安を少しでも和らげることができるよう、弊社ホームページ上で、持病をお持ちの方への情報提供やサービス提供会社(原則有料)をご案内しています。

ジェイアイホームページ http://www.jihoken.co.jp/top

70歳以上限定のサービス

弊社海外旅行保険にご加入いただきました70歳以上のお客様に、海外旅行の健康や安全に役立つ情報を満載した冊子(携帯体温計付)を送付いたします。

＊当サービスは69歳以下のお客様はご利用頂けません。

【ご請求方法】

海外旅行保険ご契約後、被保険者(保険の対象になる方)からご連絡ください。契約証番号が必要になりますので、お手元にご準備ください。

＊冊子到着まで1週間程かかります。

❶インターネットで http://kaigairyoko.jp
❷電話で(ナビダイヤル:有料) 0570-055026(月~金 9:00~17:00)

＊上記番号は当冊子の請求専用番号のため、保険内容等へのご質問は回答できません。

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず【重要事項説明書】もよくお読みください。また、詳しくは『海外旅行保険』のしおり(海外旅行保険普通保険約款・特約)をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがいまして弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社
〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 http://www.jihoken.co.jp

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ
0120-877030
一部お繋ぎできないIP電話等からは03-3237-2921をご利用ください。
【受付時間】午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

取扱代理店

5944509(J13A270) 80M(栄) 201312(ver.3.00)